

橿原市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払いの実施について

ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンの積極的勧奨の差控えにより、定期接種の機会を逃した平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女子で、定期接種の対象年齢を過ぎてヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種を受けた者について、当該任意接種の費用の助成を実施します。

対象者

以下の条件の全てに該当する者

- ・令和4年4月1日時点で、橿原市に住民票がある、平成9年4月2日～平成17年4月1日生まれの女子
- ・16歳となる日の属する年度の末日までにヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種において3回の接種を完了していないこと
- ・17歳となる日の属する年度の初日から令和3年度の末日までに日本国内の医療機関で組換え沈降2価HPVワクチン又は組換え沈降4価HPVワクチンの任意接種を受け、実費を負担したこと
- ・償還払いを受けようとする接種回数分について、キャッチアップ接種を受けていないこと

申請期限

令和5年4月1日～令和7年3月31日まで

申請書類

- ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い申請書（様式第1号）
- ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い請求書（様式第2号）
- 申請者の口座がわかるもの（通帳またはキャッシュカード）
- 領収書等、実費を支払った事実、その額及び接種回数を証明できる書類（原本に限る。）
 - ※紛失等で提出することができない場合には、償還払いでの接種回数分のヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種自己負担金証明書（様式第4号）が必要（実施した医療機関での証明が必要）
- 申請者の接種記録が確認できる母子健康手帳、予防接種済証又は接種済みの記載がある予診票等の写し
 - ※紛失等で提出することができない場合には、ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い申請用証明書（様式第3号）が必要（実施した医療機関での証明が必要）
- 運転免許証・健康保険証など被接種者の氏名・住所・生年月日が確認できる書類（申請者と被接種者が異なる場合は両方必要）

申請方法

1. 償還払い希望者が、健康増進課に連絡
- ↓
2. 申請書類を健康増進課より償還払い希望者へ渡す（来庁または郵送）
- ↓
3. 上記申請書類を全て健康増進課へ持参し、手続きを行う
- ↓
4. 手続き完了後、後日償還払い希望者に決定通知書を送付

＜問い合わせ＞
橿原市 健康増進課
保健予防係
電話：0744-22-8331
FAX：0744-24-9124